

(法第 10 条第 1 項第 5 号関係)

設 立 趣 旨 書

令和 7 年 6 月 23 日

特定非営利活動法人明秀スポーツ&カルチャーアカデミー

設立代表者 住所 茨城県日立市鹿島町 2 丁目 1 2 番 1 1 号

氏名 鈴木 俊之

1 趣 旨

NPO 法人明秀スポーツ&カルチャーアカデミーはその設立趣旨を、定款第 3 条において以下のよう定めています。

この法人は、地域住民に対して、スポーツ全般の普及・発展を図り、生涯を通じて豊かなスポーツと文化の醸成を基盤とした地域のふれあいの場所として活動を行い、共生できる地域社会の創造に寄与すること並びに、保育が必要な児童に対して、安全な生活の場を築くための事業を行うことを目的とする。

そのような中で、地域におけるスポーツ文化の醸成に寄与し、スポーツや文化を楽しみ、多くの市民の健康と笑顔にあふれ、地域に密着し、特定の企業や行政に依存することなく、市民の手により運営していく非営利組織として活動していくものとしています。自分の好きなスポーツや文化講座の実施など社会に貢献していく、そんな楽しさ・やりがいを明秀 SC アカデミーの会員となることで得ることができます。

今回、法人として申請するに至ったのは、明秀学園日立高等学校として実践してきた活動や事業をさらに地域に定着させ、継続的に推進していくことと活動を広げていくために他地域の行政や関連団体との連携を深めていく必要があること等の観点から、社会的にも認められた公的な組織にしていくことが、最良の策であると考えたからです。また当団体の活動が営利目的でなく、多くの市民の方々に参画していただくことが不可欠であるという点から、特定非営利活動法人格を取得するのが最適であると考えました。

2 申請に至るまでの経過

2026 年 4 月 15 日特定非営利活動法人に向けての研究会開催

2026 年 5 月 11 日特定非営利活動法人設立準備会開催

2026 年 6 月 22 日設立総会開催